

## 今治市職員措置請求に際しての請求人の要求書

2月24日付け提出「今治市職員措置請求」における住民監査請求手続きにおいて、下記のことを要求します。

### 記

- 1、 地方自治法第242条6項にもとづく請求人及び当該職員らの「陳述」及び「聴取」を公開で行うこと
- 2、 請求人らの「陳述」の日時は、下記の日程の内から請求人らと相談の上、確定すること
  - ① 3月11日 午前 9時
  - ② 3月18日 午前 9時
- 3、 地方自治法第242条7項にもとづく当該職員の陳述の「聴取」を行う際に、請求人らを立ち合わせる事
- 4、 上記当該職員の陳述の「聴取」において、小田道人司教育委員長及び高橋実樹教育長並びに今治地区教科用図書採択協議会全委員、学校教育課採択担当職員らへの「請求の趣旨の根本原因である財務会計行為に先行する当該関係者らの違法行為（違法性の承継）」に関し、「聴取」を行うこと

上記の要求理由などを以下に述べます。

### 1、陳述の公開を求める理由

(1) 最高裁判決において、次のように住民監査請求の制度について述べています。

「住民鑑査請求の制度は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法もしくは不当な財務会計上の行為について、その監査と予防、是正等の措置を監査委員に請求する機能を住民に与えたものであって、・・・違法、不正な行為を地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものである。」（最高裁判決、1987（昭和62）年2月20日）

この趣旨に基づき監査を行うためには、監査の対象になる資料・記録は、

今治市教育委員会などが独占的に保有していること、しかも一般的に、違法・不正行為は、住民から直接見え難いところ、あるいは見えないように行われていることが多く、ゆえに、当該採択このような違法・不正行為を予防するためにも監査の執行過程を公開することが必要不可欠です。第242条3項で監査結果を公表することを求めているのもこのような趣旨であると解されます。

つまり、監査の執行の全ての過程は、全ての住民に対して開かれることが必要です。よって、今治市職員措置請求に係る「陳述」は、原則として公開の場で行われる必要があります。

(2) 先に示した最高裁判決にある住民鑑査請求の制度の目的を実現させるためには、当然ながらそれを可能とする制度的保障が必要不可欠です。この観点から現在の住民監査制度を考察すると、残念ながら制度的に幾つもの不備があします。

その一つが、監査委員の構成及び人選・選任の規定並びに監査事務局の職員の体制に大きな問題があります。本来なら地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法・不正を予防し是正を求めるためには、地方公共団体から完全に独立し、その影響を完全に排除しなければなりません。しかしながら現在の今治市監査委員は、定数2人の内1名は今治市市議会議員の内から選任されています。また、残りの1名についても「行政運営に関し識見を有する」との理由から市の職員OBが1名、恒例として市長が議会の同意を得て選任されるケースが多い状況にあります。さらには、監査事務局の職員も市の職員がその任に就いています。このような監査委員の構成及び人選・選任並びに事務局体制における監査は、身内が身内を監査することになり、これでは、厳正・公正・適切な監査が執行される客観的制度的保障が整っているとは到底いえません。ゆえに、監査が厳正・公正・適切に執行されているかを住民が直接監視できる制度的保障が必要です。このような観点からも、監査の執行過程の全てが公開される必要があります。

## 2、「陳述」の日時の確定は相談が必要不可欠である理由

地方自治法第242条6項において、「請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない」と明記しているのは、監査行為において、請求人らの「陳述」が極めて重要であると位置づけているからです。

請求人らは、生活の糧を得るための労働などをはじめとする諸事情から時間的制約があり、その「陳述」を行うためには、仕事などの調整が不可欠です。よって、「陳述」の日時を決めるには、当然ながら請求人らが参加できる日時を確認する必要があり、請求人らに「陳述」の日時について打診、相談し、その上で確定する必要があります。仮に、一方的に「陳述」の日時を監査委員が確定し、請求人が参加できない場合は、事実上の請求人らの権利としての「陳述」の機会が奪われることになり、それは、請求人らの権利の侵害となります。また、そのような手続きを経ることなく「陳述」の日時を決

定することは、適正手続きの観点からも違法の疑いがあります。

### 3、職員などの陳述の「聴取」に請求人らを立ち合わせる必要性

監査を行う際には、厳正・公正・適正さが当然ながら必要不可欠であります。そのためには、「陳述です。また、違法・不正行為は、見えないところで行われ、しかも、当該行為に関する資料や情報は、行政当局が独占しているのだから、職員などの陳述の「聴取」に請求人ら立ち会わなくては、厳正・公正・適切な監査とならないだけではなく、著しく不公正となります。さらには、上記1(2)で述べたように、監査委員らの構成・人選・選任方法及び監査事務局職員の構成から、監査を行う執行者と監査を受ける当事者とは、身内的関係にあるので、厳正・公正・適正な監査であるとの客観的条件を満たしていないといえます。よって、職員などの「聴取」の際には、請求人ら立会いは必要不可欠です。

### 4、小田道人司教育委員長らへの「聴取」が必要不可欠な理由

当該請求の根本原因は、「請求の趣旨の根本原因である財務会計行為に先行する当該関係者らの違法行為（違法性の承継）」です。よって、この件について小田道人司教育委員長及び高橋実樹教育長並びに今治地区教科用図書採択協議会全委員、学校教育課採択担当職員らへの「聴取」は必要不可欠であることは明白です。よって、このことを行わずして、当該監査はあり得ないことはいうまでもないでしょう。

以上

今治市監査委員様

20010年2月24日

監査請求人一同